

2020.5.6

緊急事態宣言による臨時休館延長のお知らせ

5月4日（月）に発令されました新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言の期間延長の判断を受け、当スクールとして会員の皆さまのご健康と安全を第一に考えました結果、5月末日まで臨時休館を延長させていただきます。

しかしながら、京都府及び大阪府の今後の状況判断によっては、最短で 5月16日（土）の営業再開も視野に入れております。

つきましては来週、5月15日（金）に最終判断を行い、改めてメール配信にてお知らせさせていただきます。

それに伴い、月会費やバス代、休会や振替制度に関しての変更及び詳細についても改めて精査し、5月15日（金）にお知らせさせていただきます。

○休館期間

- (1) 4月18日（土）～5月31日（水） → 6月1日（月）より営業再開
 - (2) 4月18日（土）～5月15日（金） → 5月16日（土）より営業再開
- ※5月7日～5月14日は終日完全休館日となります

皆さまには長きに渡りご不便をおかけし誠に申し訳ございませんが、一刻も早く事態が収束に向かい、また通常どおり皆さまとお会いできる日を楽しみにスタッフ一同、変わらず日々調整し続けてまいります。

皆さまのご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

長岡スイミング・スクール
代表取締役 奈佐 祥正